

市報第17号

令和2年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和2年度横浜市事故繰越し繰越計算書を次のように報告する。

令和3年9月10日

横浜市長 山中竹春

令和2年度横浜市

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の 内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
4 文化観光費	1 文化観光費	文化施設 運営事業	円 6,655,000	円 -	円 6,655,000	円 -
6 こども 青少年費	2 子育て 支援費	市立保育所 運営事業	54,819,710	-	54,819,710	-
7 健康福祉費	3 老人福祉費	特別養護老人ホーム 等におけるICT活用 促進事業	1,544,000	-	1,544,000	-
7 健康福祉費	5 健康福祉 施設整備費	高齢者施設等の 非常用自家発電 設備等整備事業	8,910,000	-	8,910,000	-
8 環境創造費	6 環境整備費	公園整備事業	1,184,071,900	466,947,000	717,124,900	-
9 資源循環費	2 適正処理費	工場運営事業	15,587,880	-	15,587,880	-
9 資源循環費	2 適正処理費	工場補修事業	13,992,000	-	13,992,000	-
10 建築費	2 住宅費	住宅修繕 緊急支援事業	600,000	-	600,000	-
11 都市整備費	1 都市整備費	神奈川東部 方面線関連事業	24,600,400	19,682,000	4,918,400	-
11 都市整備費	1 都市整備費	拠点整備 促進事業	4,345,000	-	4,345,000	-
11 都市整備費	1 都市整備費	関内・関外地区 活性化推進事業	444,432,000	59,651,000	384,781,000	-
11 都市整備費	1 都市整備費	関内・関外 地区等 まちづくり事業	16,566,000	-	16,566,000	-
12 道路費	1 道路維持 管理費	道路照明事業	66,408,100	22,500,000	43,908,100	-
12 道路費	2 道路整備費	交通安全施設等 整備事業	219,436,780	90,374,000	129,062,780	-
12 道路費	2 道路整備費	道路特別 整備事業	19,775,600	-	19,775,600	-

事故繰越し繰越計算書

翌年繰越額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 6,655,000	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 6,655,000	感染症の影響により納入が遅延したため
54,819,710	-	-	-	-	-	54,819,710	感染症の影響により工事が遅延したため
1,544,000	-	-	-	-	-	1,544,000	感染症の影響により納入が遅延したため
8,910,000	-	5,940,000	-	-	-	2,970,000	感染症の影響により工事が遅延したため
717,124,900	270,682,900	389,566,200	-	-	-	56,875,800	工事事故の発生等により工事が遅延したため
15,587,880	-	-	-	-	-	15,587,880	関係者との調整に日時を要したため
13,992,000	-	-	-	-	-	13,992,000	関係者との調整に日時を要したため
600,000	600,000	-	-	-	-	-	関係者との調整に日時を要したため
4,918,400	4,318,000	-	-	-	-	600,400	感染症の影響により工事が遅延したため
4,345,000	-	1,448,000	-	-	-	2,897,000	感染症の影響により業務が遅延したため
384,781,000	346,213,500	34,800,000	-	-	-	3,767,500	感染症の影響により工事等が遅延したため
16,566,000	-	-	-	-	16,566,000	-	感染症の影響により業務が遅延したため
43,908,100	43,908,100	-	-	-	-	-	工法変更に伴い工事が遅延したため
129,062,780	17,400,000	100,000,000	-	-	-	11,662,780	支障物の撤去等に日時を要したため
19,775,600	-	-	-	-	19,775,600	-	支障物の撤去等に日時を要したため

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
12 道路費	2 道路整備費	街路整備事業	円 888,029,740	円 428,375,200	円 459,654,540	円 -
13 港湾費	2 港湾整備費	大黒ふ頭 自動車専用船 岸壁改良事業	259,347,000	148,115,000	111,232,000	-
一般会計			3,229,121,110	1,235,644,200	1,993,476,910	-

翌年 繰越 年度 額	左 の 財 源 内 訳						説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源	
		国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
円 459,654,540	円 102,002,129	円 357,358,601	円 -	円 -	円 -	円 293,810	感染症の影響等により工事が遅延したため
円 111,232,000	円 87,674,006	円 23,557,994	円 -	円 -	円 -	円 -	感染症の影響により工事が遅延したため
円 1,993,476,910	円 872,798,635	円 912,670,795	円 -	円 -	円 36,341,600	円 171,665,880	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
(市街地開発事業費会計)						
1 市街地開発 事業費	2 事業費	東高島駅北地区 土地区画 整理事業	円 1,124,000,000	円 885,000,000	円 239,000,000	円 -
1 市街地開発 事業費	2 事業費	泉ゆめが丘地区 土地区画 整理事業	1,078,028,000	932,028,000	146,000,000	-
市街地開発事業費会計計			2,202,028,000	1,817,028,000	385,000,000	-
(新墓園事業費会計)						
3 舞岡地区 新墓園 事業費	1 施設整備費	舞岡地区新墓園 整備事業	150,000,000	66,800,000	83,200,000	-

翌年 繰越 年度 額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般会計 繰入金	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 239,000,000	円 119,000,000	円 120,000,000	円 -	円 -	円 -	円 -	感染症の影響により工事等が遅延したため
146,000,000	73,000,000	73,000,000	-	-	-	-	感染症の影響により工事等が遅延したため
385,000,000	192,000,000	193,000,000	-	-	-	-	
83,200,000	83,200,000	-	-	-	-	-	工法変更に伴い工事が遅延したため

参 考

地方自治法施行令（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条 （第1項及び第2項省略）

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

（繰越明許費）

第146条 （第1項省略）

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

（第3項省略）

地方自治法（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条 （第1項及び第2項省略）

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。